

# 養父市公共施設等総合管理計画

平成28年3月

(令和5年11月改訂)

兵庫県養父市

# 目 次

1	計画策定の目的	1
	(1) 背景と目的	
	(2) 計画の位置づけ	
2	計画期間と推進体制	3
	(1) 計画期間	
	(2) 推進体制	
3	公共施設の現況及び将来見通し	5
	(1) 公共施設マネジメントの必要性	
	(2) 人口減少・少子高齢化の進行	
	(3) 公共施設等の現状	
	(4) 厳しい財政状況と将来見通し	
	(5) 過去に行った対策の実績	
4	現在までの取り組み状況	15
	(1) 公共施設の実態調査の実施	
	(2) 指定管理施設の実態把握及び将来見通しの検討	
	(3) インフラ資産など各種長寿命化等計画の推進	
	(4) 公共施設等整備基金の造成と運用	
5	公共施設適正化基本方針	19
	(1) 基本方針	
	(2) 基本目標	
	(3) 具体的な取り組み方策	
6	施設用途別の見直し方向	23

## 1. 計画策定の目的

### (1) 背景と目的

養父市は、平成 16 年の合併により、422k m<sup>2</sup>に及ぶ県下有数の面積を有する自治体になりましたが、同時に、高度経済成長に伴う生活環境の変化や、市民ニーズの多様化などに対応するため、昭和 50 年代頃から旧町ごとに整備されてきた多数の公共建築物やインフラ資産※1（以下「公共施設」という。）も所有することになりました。

これらは、広い市域に集落が点在するという、養父市が持っている地理的条件も影響し、同等規模の自治体と比較し非常に多くの保有量があり、老朽化に伴って維持管理コストが徐々に増加しつつあるほか、今後も続く厳しい財政状況を考慮すると、近い将来、大量に到来する大規模改修・更新（建替え）についても、全てに対応することは、極めて困難な状況となっています。

一方で、人口減少や少子化・高齢化が進み、市民の人口構造が変化したことで、公共施設に対する需要も大きく変化しており、個々の公共施設が持っている役割やサービス提供のあり方、全体の量や配置についても工夫していく必要があります。

こうした状況を踏まえ、あらゆる公共施設の適正化を図ることによって、必要な施設は維持しつつ、施設を通して提供するサービスは一層の向上を目指すため、また、次の世代へは、出来るだけ良質な施設を引き継ぐことで、将来負担を軽減させるため、平成 28 年 3 月に「養父市公共施設等総合管理計画」※2 を策定しました。

なお、計画の策定から一定の期間が経過するとともに、国のインフラ長寿命化計画が令和 2 年度以降に、また「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」が令和 4 年 4 月にそれぞれ見直されたことを受け、直近の現状を反映して養父市公共施設等総合管理計画の見直しを行うものです。

※1 インフラ資産：道路や橋、上下水道など、生活に必要不可欠な公共施設。

※2 本計画に示す将来推計値・図表等は、総務省が指針の策定にあたって各自治体に提供・活用を推奨している「公共施設将来費用等試算ソフト」で算出されたものであり、本市の他の計画の推計値等と一部異なる場合があります。

## (2) 計画の位置づけ

養父市公共施設等総合管理計画は「第5次養父市行政改革大綱(令和5年3月策定)」及び総務省の『「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進」に関する要請(平成26年4月22日総財務第74号)』を踏まえ、本市が進める公共施設の適正化に向けた基本的な方針として策定しています。

### ① 第5次養父市行政改革大綱

本市は合併以降、平成17年度に第1次行政改革大綱を、平成21年度に第2次行政改革大綱を、平成25年度に第3次行政改革大綱策定を、平成29年度に第4次行政改革大綱を策定し、地方財政健全化法に基づく財政健全化指標への対応をはじめ、行政運営の適正化や効率化に取り組んできました。

令和4年度に策定された第5次行政改革大綱においては、令和3年10月に策定された「養父市まちづくり計画」の「次世代へつなぐ持続可能な養父市づくり」の底支えとなる行政基盤の確保に向けて、行政改革を着実に進めていくため、市民に必要な施設は維持しつつ、総保有量の縮減に向けて、「総保有量の縮減と計画的な維持管理」に向けた「公共施設の適正化等」の推進が示され、長寿命化や保全対応に努めつつ、将来の市民サービスの集約・地域の拠点化など、広域的な視点を検討し、『公の施設管理適正化計画』に掲げられる公共施設の40%以上の譲渡又は廃止」を目標としています。

### ② 公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画

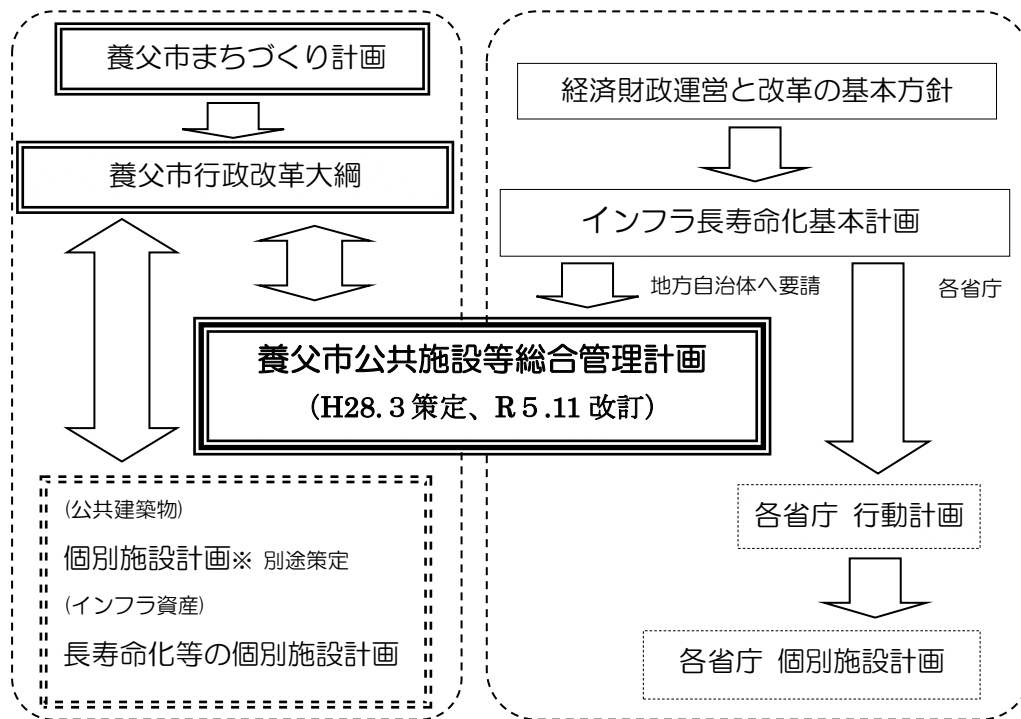
公共施設等総合管理計画(以下「総合管理計画」という。)は、令和2年3月31日時点で、全地方公共団体の99.9%にあたる1786団体において策定済みとなっています。このような中、具体的な施設の状況に基づき、長期的な視点をもって、公共施設マネジメントを推進する観点から、「経済財政運営と改革の基本方針2019～『令和』新時代：『Society 5.0』への挑戦～」(令和元年6月21日閣議決定)等も踏まえつつ、総合管理計画の見直しを行うこととしました。

本計画は、今後の公共施設等のマネジメントを推進する上で基本となる計画であり、総務省の公共施設等総合管理計画に関し、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」(令和4年4月1日総財務第43号)などを踏まえ、市の上位計画や関連計画等との整合を図りながら策定しています。

＜本計画の位置づけ＞

養父市

国・総務省等



## 2. 計画期間と推進体制

### (1) 計画期間

第5次養父市行政改革大綱の推進期間が5年である一方、公共施設のライフサイクルは30年～60年と長期であるほか、総務省の要請においても一定の中長期にわたる計画が求められていることを踏まえ、今般の改訂では、平成28年度から令和37年度までの40年間とします。また、今後も10年ごとに見直すことを基本とするとともに、社会情勢の変化等があれば必要に応じて適宜見直しを行うものとします。

#### ＜計画期間＞

計画期間：平成28年度～令和37年度

## (2) 推進体制

公共施設の適正化を全市的かつ着実に推進していくため、本計画の進行管理は、養父市まちづくり推進本部（まちづくり推進本部会議、調整会議、庁議）で行うこととし、取り組み状況やその成果を必要に応じ、ホームページや市広報、ケーブルテレビ等を通じて公表するほか、随時、養父市行政改革推進委員会に報告し、出された意見は、出来る限りその後の取り組みに反映することとしています。

また、同本部の補助機関として、指定管理施設については「養父市公の施設指定管理者制度運用会議」、その他一般の公共施設については「養父市公共施設等総合管理検討会議」を置き、随時、必要な調査・検討、同本部への報告・提案を行うこととしています。

その他、財産管理の統括及び公共建築物の営繕等を担当するまち整備部（土地利用未来課）をはじめ、同本部の事務局である経営企画部（経営政策・国家戦略特区課、経営総務課）、各公共建築物の所管部（所管課）、インフラ資産の所管部（所管課）など、あらゆる機関や部局で連携を図り、同本部の活動を支援することとしています。

### <養父市まちづくり推進本部>

#### （まちづくり推進本部会議）

役 割 公共施設マネジメント推進にかかる市長の意思決定を補佐する最高協議機関

構成員 市長、副市長、教育長、危機管理監、各部長等

#### （調整会議）

役 割 公共施設マネジメント推進にかかるまちづくり推進本部会議への付議案件についての審議、論点整理、課題抽出

構成員 副市長、経営企画部長、審議事項を所管する部局長等

#### （庁 議）

役 割 公共施設マネジメント推進にかかる施策の総合的かつ適正な運営を図るための事務執行に必要な連絡調整

構成員 市長、副市長、教育長、危機管理監、各部長等

### <養父市まちづくり推進本部の補助機関>

#### (養父市公の施設指定管理者制度運用会議)

役 割 指定管理者制度を導入している施設の実態把握や将来に向けた市の関与のあり方、施設ごとの具体方針についての検討、方針に基づく取り組みの評価・ローリングなどの実施、まちづくり推進本部等への報告

構成員 副市長、教育長、経営企画部長、調査・検討対象となる施設を所管する部局長等

#### (養父市公共施設等総合管理検討会議)

役 割 一般の公共施設の有効活用や中長期的な視点からの効率的、効果的な配置、運営のあり方、その他公共施設の適正化のために必要な事項について、調査・検討の実施、まちづくり推進本部等への報告

構成員 副市長、教育長、技監、危機管理監、経営企画部長、調査・検討対象となる施設を所管する部局長等

### <養父市行政改革推進委員会>

役 割 市長の諮問に応じ、公共施設マネジメントの推進に関する調査・審議

構成員 市民委員を含む15人以内

## 3. 公共施設の現況及び将来見通し

### (1) 公共施設マネジメントの必要性

旧町が整備してきた公共施設を受け継いでいるため、地域間での類似施設が重複し、それが財政を圧迫する一つの要因になっています。機能が重複する施設については、相互利用による整理統合も含めたあり方を検討する必要があります。

なお、重複施設の整理統合に際しては、公共交通網の充実を図るとともに、地形的な条件も踏まえた利用者の利便性を考慮する必要があり、人口構成等の社会条件や気象条件など、地域特性を踏まえた公共施設のあり方を検討していく必要があります。

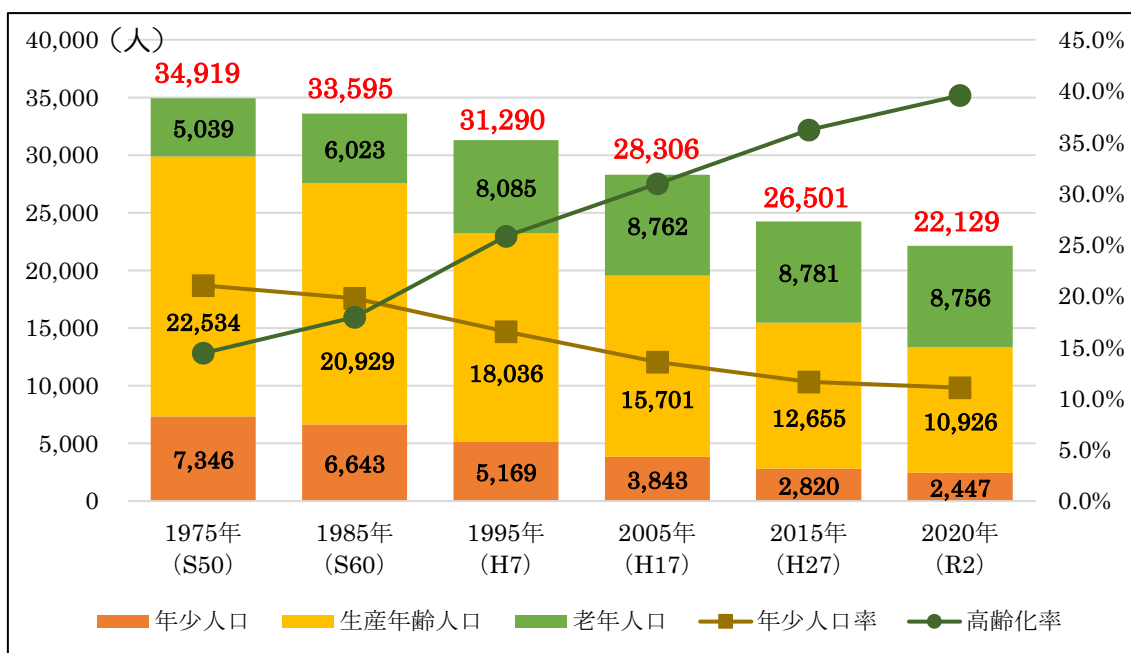
## (2) 人口減少・少子高齢化の進行

1965（昭和40）年当時の国勢調査では約4万人規模であった本市の人口も、20年後の1985（昭和60）年で約3.4万人、養父市発足直後の2005（平成17）年で約2.8万人、直近の2020（令和2）年には約2.2万人と、これまで一度も増加することなく減少し続けています。

また、将来に向けても、少子・高齢化に加え、市の財政状況に最も影響を与える生産年齢人口も含めた全年齢が減少し続ける推計となっており、令和42年（2060）年の将来希望人口を2万人とした「まち・ひと・しごと・ふるさと養父市創生総合戦略（平成27年10月）」を策定し、総力をあげた人口減少対策に取り組んでいきます。

公共施設等の整備においては、人口減少社会を見据えたまちづくりについて検討を進めるなかで、適正な量の維持のための統廃合の検討も必要となります。

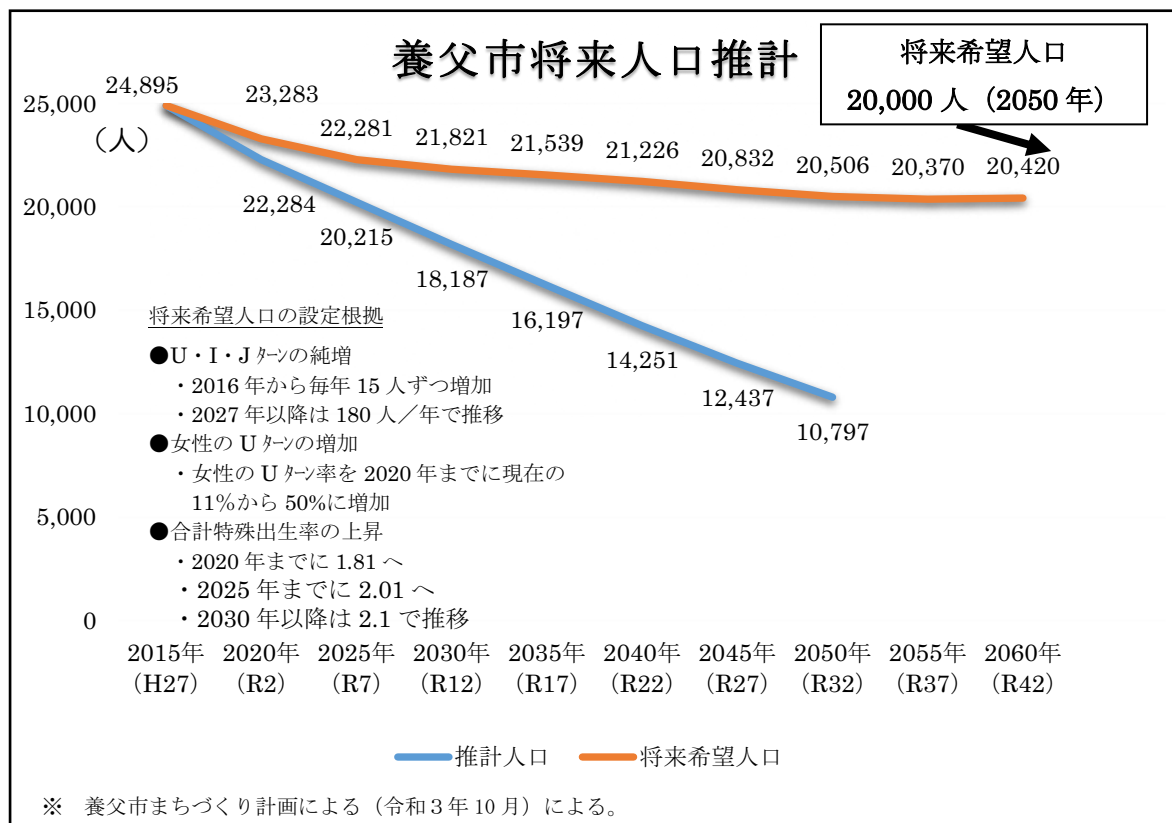
図1 <年齢区分別人口推移と年少人口率、高齢化率の推移>



※ 国勢調査による。



図2 <養父市における将来人口推計>



### (3) 公共施設等の現状

本市の公共施設等は、道路や上下水道などの市民生活に欠かせない社会基盤施設や小中学校やこども園などの教育施設をはじめ、文化会館や図書館、公園のように広く市民の方が利用する施設、市役所や消防施設のように必要な行政サービスを提供するための施設など、さまざまな施設があります。

#### ① 公共建築物

公共建築物は平成28年度には、約350施設、約650棟、総延床面積は約26.0万㎡あり、令和5年3月時点では、約320施設、約600棟、総延床面積は約24.3万㎡となり、約1.6万㎡の削減となっています。(図3)

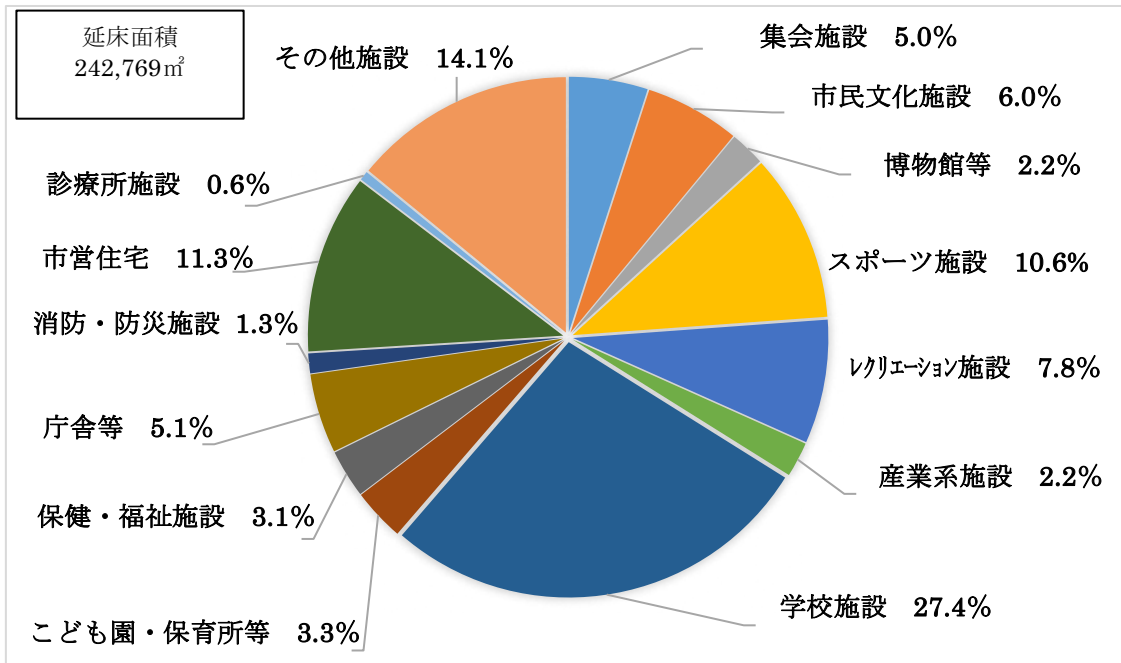
また、このうち一定の大規模改修が必要とされる築30年以上経過した建物は約3割にのぼり、今後、老朽化に伴う維持補修や更新等に多額の投資が必要となることが見込まれます。

なお、用途別の延床面積では、学校施設が最も多く全体の約27%、次いでスポーツ施設、市営住宅が約11%、レクリエーション施設・観光施設が約8%と続いており、この4分野の施設で全体の約60%を占めています。(図4)

図3 建物系施設の整備量の推移

分類	H28. 3			R 5. 3			増減
	施設数	延床面積 (㎡)	構成比 (%)	施設数	延床面積 (㎡)	構成比 (%)	延床面積 (㎡)
集会施設	80	16,802	6.5	53	12,130	5.0	△ 4,672
市民文化施設	6	11,793	4.6	5	14,594	6.0	2,801
博物館等	7	4,971	1.9	8	5,386	2.2	415
スポーツ施設	13	30,309	11.7	11	25,796	10.6	△ 4,513
レクリエーション施設・ 観光施設	38	21,144	8.2	35	19,019	7.8	△ 2,125
産業系施設	15	10,619	4.1	11	5,382	2.2	△ 5,237
学校施設	13	66,620	25.8	13	66,620	27.4	0
こども園・保育所 等	13	8,651	3.3	13	8,078	3.3	△ 573
保健・福祉施設	17	10,014	3.9	11	7,399	3.1	△ 2,615
庁舎等	5	14,049	5.4	5	12,227	5.1	△ 1,822
消防・防災施設	79	3,782	1.5	75	3,050	1.3	△ 732
市営住宅	29	27,531	10.6	29	27,531	11.3	0
診療所施設	8	2,516	1	5	1,405	0.6	△ 1,111
その他施設	34	29,707	11.5	42	34,153	14.1	4,446
合計	357	258,508	100	316	242,769	100.0	△ 15,739

図4 <建物面積の内訳>



## ② インフラ資産

本市が所有するインフラ資産には、道路（市道、農道、林道）、橋りょう、上水道（上水道、簡易水道）、下水道（公共下水道、農業集落排水処理施設、コミュニティ・プラント施設、小規模集合排水処理施設等）などがあり、いずれも市民生活や産業の基盤、地域の経済活動の底支えとなる公共施設ですが、広い市域に集落が点在する地域特性から、延長や箇所数など保有量は多くなっています。（図5）

また、このうち上水道、下水道の管路整備は主に平成に入ってから集中的に行われましたが、橋りょうについてはその多くが1960年代から90年代までの高度経済成長後期に整備され、耐用年数の目安とされる60年を超えるものが多数を占めていることから、今後老朽化に伴う安全性の低下への対策とともに、更新に多額の投資が必要となることを見込まれます。（図7）

今後、個別計画に基づく適切な維持管理や施設の長寿命化を行い、更新費用の平準化を図っていくことが必要です。

図5 <主なインフラ資産の保有量>

種 別	施設数（延長・箇所）	
道路 （市道、農道、林道）	市道延長	510.8 km
	農道延長	69.7 km
	林道延長	70.8 km
橋りょう	橋 数	638 橋
	面 積	33,845 m <sup>2</sup>
上水道 （上水道、簡易水道）	導水管延長	14.7 km
	送水管延長	51.8 km
	配水管延長	328.8 km
	施 設 数	149 箇所
下水道 （下水道、農業集落排水処理施設、コミュニテ ィ・プラント施設、小規模集合排水処理施設）	管路延長	321.1 km
	施 設 数	41 箇所

※いずれもR4年度末時点。

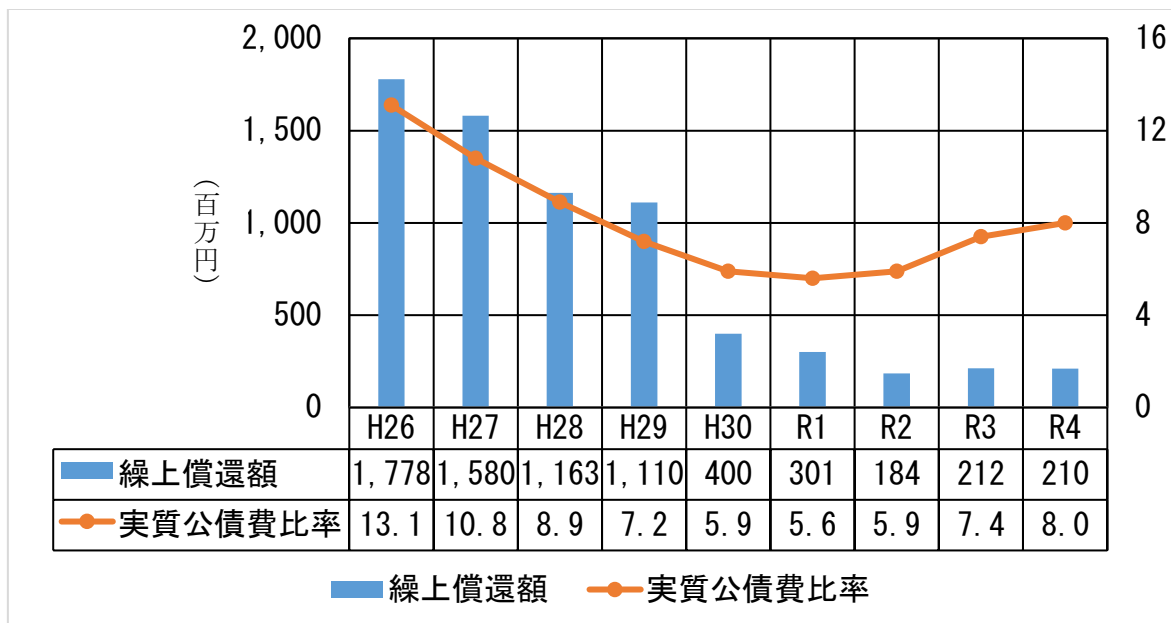
#### （4）厳しい財政状況と将来見通し

##### ① 財政状況と今後の見通し

本市の財政状況について、財政力指数が兵庫県下全市町で最低水準であるものの、積極的な繰上償還の実施による公債費の削減や行政改革の取組などを、市民の理解と協力のもと実施してきたことにより、財政健全化は堅持しています。しかし、大規模事業等による公債費の増加や、普通交付税の減額等により実質公債費比率が上昇傾向にあり、財政の硬直化が進んでいく見通しです。

また、長期化しているコロナ禍や円安・物価高騰等において、日本全体を取り巻く環境は厳しさが増している中、市民の生活支援と疲弊した地域経済の回復に向けた取組、あらゆる分野のデジタル化に対応するための基盤整備など取り組む課題は多い状況です。それらに加え、老朽化が進む公共施設やインフラ施設の長寿命化対策に要する経費においても将来にわたり多額の財源が必要となっており、それらの財源を確保するにはより一層の歳出の効率化を図る必要があります。（図6）

図6 <繰上償還実施額と実質公債費比率の推移>



② 公共施設に関する将来負担コスト

本市の既存の公共施設を耐用年数まで使用し、全てを同じ規模で更新していくと仮定して将来の更新費用を試算した場合、公共建築物では年平均で約25億円、道路では約7.5億円、橋りょうは3.1億円のほか、市全体で年平均55.4億円という莫大な費用が算定されます。

一方、本市が近年、公共施設の更新に関する事業にかけている経費は、市全体で年平均約20億円程度、更新費用試算額と比較すると2.78倍の開きがあり、今後、仮に新たな施設は一切整備せず、投資的経費の全てを既存の公共施設の改修や建替えに使用したとしても、既存の施設の4割程度にしか対応が出来ない見込みとなっています。(図7)(図8)

図7 <更新費用の推計>

	今後の推計		過去5年実績	比較
	40年累計	単年度平均	単年度平均	
建 物	992.5億円	24.8億円		
道 路	301.4億円	7.5億円		
橋りょう	124.1億円	3.1億円		
小 計	1,418億円	35.4億円	17.4億円	2.0倍

上水道	438.5億円	11.0億円	2.1億円	5.2倍
下水道	360.1億円	9.0億円	0.6億円	15.0倍
合計	2,216.7億円	55.4億円	20.1億円	2.78倍

※ 推計の考え方：現在の所有施設等を耐用年数経過後、現在と同等で更新すると仮定。

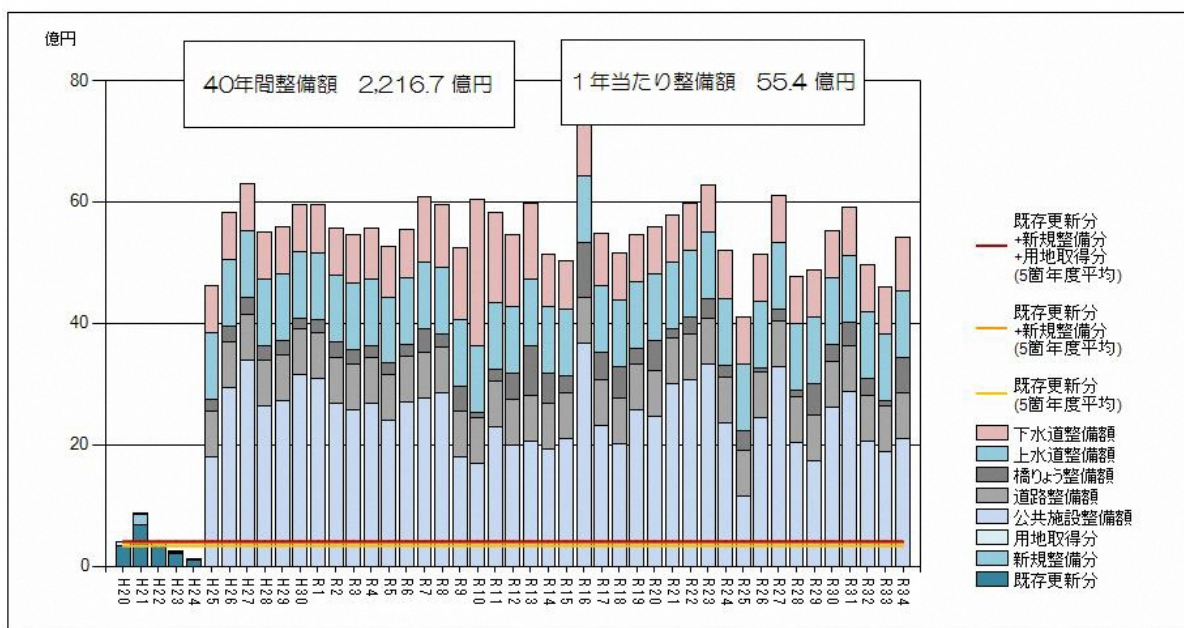
更新の考え方：（公共施設）30年で大規模改修、60年で建て替え（道路）15年で舗装部分の打替え

（橋りょう）60年で架け替え

（上水道管）水道ビジョンの数値を反映（下水道管）上下水道試算数値を反映

過去5年間実績：平成21～25年度における建設事業費から、新設事業、負担金補助金事業を控除して算出。

図8 <将来の更新費用の推計（公共建築物+インフラ資産）>



(5) 過去に行った主な対策の実績

図9 <取壊・売却・譲渡した建物>

施設名	建築年月	対策実施年度
大屋支援工場	平成 15 年	H28 売却
旧関宮高齢者生産活動センター	昭和 54 年	H29 取壊
旧西谷診療所	昭和 49 年	H29 取壊
旧西谷診療所医師住宅	昭和 49 年	H29 取壊

能座コミュニティセンター	平成 7 年	H30 譲渡
コミュニティセンター「宮垣会館」	平成 2 年	H30 譲渡
大塚コミュニティセンター	平成 9 年	H30 譲渡
コミュニティセンターやぶ	昭和 56 年	H30 譲渡
口大屋コミセン「樽見会館」	平成 15 年	H30 譲渡
旧なかま荘	昭和 50 年	H30 取壊
須西生活改善センター	昭和 55 年	H30 譲渡
畑農畜産物処理加工施設	平成 16 年	R 1 譲渡
大屋森林技術者住宅	平成 11 年	R 1 譲渡
おうみ集会所「おうみ会館」	昭和 59 年	R 1 譲渡
夏梅農事集会センター「夏梅会館」	平成 2 年	R 1 譲渡
内山農林水産物直売・食材供給施設	平成 15 年	R 1 譲渡
浅間多目的集会施設	平成 1 年	R 2 譲渡
三谷多目的集会センター	昭和 63 年	R 2 譲渡
おおやコミセン「大屋市場公民館」	平成 7 年	R 2 譲渡
上山農林漁家・夫人活動促進センター	平成 10 年	R 2 譲渡
栗ノ下高齢者交流センター	平成 15 年	R 2 譲渡
交流促進センター「ゆら」	平成 9 年	R 2 譲渡
関宮いこいの公園	平成 9 年	R 2 譲渡
蔵垣多目的集会センター	昭和 58 年	R 3 譲渡
和田多目的集会センター「和田会館」	昭和 62 年	R 3 譲渡
養父市木の香る小城交流促進センター	平成 15 年	R 3 譲渡
旧 S Y T	平成 4 年	R 3 取壊
エイドホール	昭和 46 年	R 3 取壊
宮本医師住宅（家屋）	平成 10 年	R 3 売却
宮本医師住宅（車庫）	平成 10 年	R 3 売却
ふるさとセンターあけぼの	昭和 57 年	R 3 譲渡
旧八鹿公民館及び文化会館	昭和 49 年	R 4 取壊
旧建屋診療所	昭和 51 年	R 4 取壊
旧大谷診療所	昭和 61 年	R 4 取壊

## 4. 現在までの取り組み状況

本市では、本計画の見直しと並行し、先行する第5次行政改革大綱の要請に応じ、今後、本格化すべき公共施設マネジメントの一環として、現在まで以下の取り組みを進めてきました。

### (1) 公共施設の実態調査の実施

#### ① 目的

公共建築物の建物としての性能（ハード面）について現状を把握する。

#### ② 取り組み主体

まち整備部（土地利用未来課）、各施設所管部（所管課）

#### ③ 対象施設

平成21年度に策定した「公の施設管理適正化計画」に掲げる、市の主要313施設のうち、公営住宅施設、上下水道施設等を除く121施設（164棟）

（内訳）平成25年度 68施設（100棟）

スポーツ、産業、社会教育、保健関連施設など

平成26年度 53施設（64棟）

保育所・幼児センター、診療所・医師住宅など

#### ④ 調査期間

平成25・26年度

#### ⑤ 調査方法

各施設所管部（所管課）より施設の基本情報（建築年次、図面等）を事前に整理・収集したうえで、まち整備部（土地利用未来課）建築職の調査班が施設を訪問し、外観目視、立ち入り（及び可能な範囲での聞き取り調査等）を行い、安全面、機能面、環境面など約30項目の視点から簡易評価した。

（評価の視点）

安全性：耐震レベル、躯体の安全性、外被の劣化度合い、防災・避難面など

機能性：空間性能、仕上げ材、設備の劣化度合い、バリアフリー面など

環境性：環境への配慮面、有害物質の有無など

#### ⑥ 調査結果

簡易評価を行った各項目を数値化・集計のうえ、A～Cの3段階の判定を付した



判定	施設の性能について	施設数 (棟数)
A	施設の性能（安全性、機能性、環境性）に大きな問題の無い施設	13 (15)
B	施設の性能（安全性、機能性、環境性のいずれか若しくは複数）に改善すべき点はあるが、大きな問題の無い施設	80 (106)
C	施設の性能（安全性、機能性、環境性のいずれか若しくは複数）に大きな問題または、早急な対応が必要な課題のある施設	28 (43)
合計		121 (164)

#### ⑦施設の将来見通しの見直し

全ての対象施設について平成25・26年度に存廃を含めた将来の見直しを検討したが、集中取り組み期間にあたる平成28・29年度に施設の利用実態等を踏まえ、改めて今後の施設の将来見直しを検討した。

### (2) 指定管理施設の実態把握及び将来見通しの検討

#### ① 目的

平成26・27年度に実態を把握するとともに、将来に向けた市の関与のあり方等を検討した指定管理施設について、一定期間が経過したことから今後のあり方を令和元年度に改めて検討した。

#### ② 取り組み主体

養父市公の施設指定管理者制度委員会、各施設所管部（所管課）

#### ③ 対象施設

指定管理をしている31施設

#### ④ 検討方法

養父市公の施設指定管理者制度委員会が各指定管理施設の所管部に、施設の運営状況、担い手の意見、所管部（所管課）としての将来見直しに関する意見等を取りまとめた調書の提出を求めたうえでヒアリングを実施して見直し方針（案）をまとめ、これを基に、まちづくり推進本部による検討を経て、市の方針を決定した。

(検討の視点)

公共性（公益性）、有効性（利用度、交換性）、施設の老朽度、その他（設置の経緯、コスト面、利用度合い、担い手の声、所管としての将来見通しに対する意見）など

## ⑥ 検討結果

今後の指定管理の在り方について、4つの方向性を定めた。

方向性・基本姿勢	施設数
(方向性) 指定管理者の応募が無くなった時点で、施設の存続を検討するもの (基本姿勢) 中長期の観点からの施設改修等に努める。	8 施設
(方向性) 市が現状では存続させるが、状況に応じて施設の存続を検討するもの うち、今指定期間中に担い手への譲渡や自立を求めるもの (基本姿勢) 具体的な期限の設定、指定管理者との具体協議を行う。	6 施設
(方向性) 市の関与を減らし、担い手への譲渡や自立を求めるもの うち、当分の間は指定管理を継続するもの (基本姿勢) 継続することとなった事情に応じ、必要な支援や、指定管理者との将来に向けた協議等を行う。	15 施設
(方向性) 特殊事情や外部要因等から判断を保留、継続検討を要するもの (基本姿勢) 引き続き検討を行い、早期に施設ごとの見直し方針を定める。	2 施設
合 計	31 施設

### (3) インフラ資産など各種長寿命化等計画の推進

- ・ 養父市道路橋梁長寿命化修繕計画（平成24年3月策定）の推進  
対象 道路、橋りょう  
所管 まち整備部（建設課）
- ・ 養父市住宅マスタープラン（令和5年3月策定）の推進  
対象 市営住宅  
所管 まち整備部（土地利用未来課）
- ・ 養父市下水道事業効率化計画（平成27年3月策定）の推進
- ・ 養父市下水道長寿命化計画（平成25年3月～）の策定
- ・ 養父市水道ビジョン（平成28年12月～）の策定  
対象 上下水道施設  
所管 まち整備部（上下水道課）

### (4) 公共施設等整備基金の造成と運用

公共施設の長寿命化など中長期的な観点からの改修、廃止施設の速やかな除却などの財源確保のため、公共施設等整備基金の計画的な積み立てを実施するとともに、有効に活用しながら事業の進捗を図っている。

#### <公共施設等整備基金>

令和4年度末基金残高 約44.4億円

主な実績 文化会館等建設事業 1,724,299千円（R3）

エイドホール等解体事業 92,099千円（R3）

広谷小学校屋内運動場屋根改修事業 54,462千円（R4）

旧八鹿公民館及び文化会館解体事業 114,396千円（R4）

## 5. 公共施設適正化基本方針

公共施設適正化の必要性や、現在までの取り組み状況などを踏まえ、本市において今後、必要な施設・サービスの維持・向上を目指しつつ、将来世代の負担を軽減し、出来るだけ良質な公共施設を引き継いでいくため、公共施設適正化基本方針を以下のとおり定めます。

## (1) 基本方針

### 基本方針1 複合化、機能の集約化等による総保有量の縮減を進めます。

(公共建築物)

- ・新たなサービスを提供する場合であっても、施設の新規整備は原則として行わず、用途の見直しや増改築など、既存施設の有効活用での対応を基本とします。ただし、政策的な理由等により新たな施設整備の必要性が生じた場合には、数値目標等、本計画を踏まえた上で、費用対効果を考慮し、整備に向けた検討を行います。
- ・将来にわたって維持・存続させる施設については、計画的な更新（建替え）に取り組むこととします。なお、更新（建替え）にあたっては、他施設との複合化や機能の集約化により相乗的な効果が得られるよう工夫することとし、対応が困難な場合でも、同等規模以上の施設の廃止、更新する施設の減築など、総保有量の縮減に努めます。
- ・老朽化や必要性の低下などで更新（建替え）が見込めない施設については、撤去に向けた準備を進めるとともに、安全に使用できる範囲で終期を設定し、その終期をもって廃止後、速やかに除却します。
- ・用途の見直しや複合化、機能の集約化等にあたっては、交通の利便性や地理的条件のほか、旧町域にとらわれない全市的な視点、提供する行政サービスの内容によっては、市域を越えた広域的な視点での検討も行うこととします。

(インフラ資産)

- ・人口減少や人口構造の変化に伴うインフラ資産の利用状況を踏まえ、中長期の視点をもって、可能な限り規模の縮小を進めます。

### 基本方針2 計画的な維持管理と効率的な運営に努めます。

- ・施設の維持管理にあたっては、使用に影響が発生してから修繕を行う「事後保全」中心の管理ではなく、計画的に定期点検や修繕等を行う「予防保全」中心の管理に転換を図ります。

- ・将来にわたって維持・存続させる施設については、計画的な修繕に加えて、長く安全に使用ができるよう、中長期的な観点からの改修や耐震化に積極的に取り組み、長寿命化を図ります。
- ・養父市温暖化対策実行計画等を踏まえ、省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの導入や脱炭素化に配慮するとともに、コスト削減、利用度合いの低い施設の運営改善の徹底など、効率的な施設運営に努めます。
- ・デジタル技術やデータを活用して、業務効率化を図り行政サービスにおける住民の利便性を向上させます。
- ・施設の再編や長寿命化を図る際には、広く市民が利用する施設を中心に、高齢者や障がい者を含めたすべての人に配慮した、ユニバーサルデザイン化に取り組みます。
- ・地域団体や民間事業者など多様な主体と連携し、指定管理者制度をはじめとする公民連携（PFI、PPP など）や民営化による施設運営、また用途廃止した資産や売却可能資産等の有効活用を一層推進し、これまで以上の効率化や、民間のノウハウ、資金の活用等による満足度の高いサービスの提供を目指します。
- ・地方公会計（固定資産税台帳）の活用  
地方公会計において整備した、固定資産台帳による減価償却費を、施設の維持経費として捕捉し、コストを見える化します。

（インフラ資産）

- ・施設の使用に影響が発生してから修繕を行う「事後保全」中心の管理ではなく、計画的に定期点検や修繕等を行う「予防保全」中心の管理に転換を図ります。

## （2）基本目標

平成 28 年度に策定した公共施設に関する将来の更新費用は、40 年間で 2,217 億円、単年度平均で 55.4 億円と試算されています。一方、本市が近年、公共施設の更新に関する事業への投資額は、年平均約 20 億円程度であり、今後これを上回る投資額を継続

して見込める状況にはありません。

また、公共建築物に関する市民一人当たり延床面積は約 10.11 m<sup>2</sup>で、同等規模の自治体の全国平均 5.24 m<sup>2</sup>と比較し約 1.93 倍多くなっています。

これらを一つの目安として、本市が所有する公共建築物の総保有量を減らし、それに伴う将来の更新費用を圧縮するため、縮減目標を以下のとおり定めます。

なお、インフラ資産は、一度設置した道路や橋りょう、水道管等について、共通の削減目標を定めて廃止・総量を縮減することは現実的でないため、個々に定められている長寿命化等の計画に基づき、規模の縮小や計画的な維持管理を徹底することとします。

#### <公共建築物の総保有量の縮減目標>

市が保有する公共建築物の総延床面積を平成 28 年から 40 年間で 48%削減します。

期間	削減率	延床面積 (万 m <sup>2</sup> )	市民一人当たり (m <sup>2</sup> )	延削減率
平成 28～令和 7 年度	15%	25.8→21.9	10.11→8.59	15%
令和 8～17 年度	15%	21.9→18.6	8.59→7.30	28%
令和 18～27 年度	15%	18.6→15.8	7.30→6.20	39%
令和 28～37 年度	15%	15.8→13.5	6.20→5.28	48%

※ 市民一人当たり (m<sup>2</sup>) の考え方：平成 26 年 12 月末時点人口を基準に算定

#### (参考) 縮減実施に伴う推計更新費用と削減率

条件等	今後の推計		削減率
	40 年累計	単年度平均	
現状のまま	490.5 億円	12.3 億円	0%
縮減実施	255.1 億円	6.4 億円	48%
縮減実施＋長寿命化	231.0 億円	5.8 億円	53%

※ 長寿命化の考え方

本計画に定める計画的な維持管理を徹底し、更新費用推計時における仮定である「30 年で大規模改修」「60 年で建替え」をそれぞれ 5 年延長して算出

### (3) 具体的な取り組み方策

基本方針や基本目標を実現するためには、将来を見通した、着実かつ適切な取り組みが必要です。これまで実施してきた調査・検討や個別施設計画等を踏まえ、公共施設適正化の具体方策について以下のとおり定めます。

(公共建築物)

#### ① 重点的な修繕の実施

公共施設の性能調査結果のうち、C判定のものについては、安全な使用の確保を第一に、利用度合いやコスト、対策を講じた場合に見込まれる効果など総合的な観点から、使用停止や廃止(除却)を含めた方針決定を行うこととし、継続する施設は、緊急度合いの高いものから重点的な修繕など対策を行います。

#### ② 維持管理の強化

調査結果で比較的性能が高いとされるA判定、B判定の施設についてもC判定と同様に方針決定を行うこととし、継続する施設は、通常の維持管理の中で改善事項の解消に努めつつ、定期点検の強化と予防保全に取り組みます。

#### ③ 公共施設等整備基金の造成・運用の継続

公共施設の適正化実現のため、引き続き計画的に積み立てと運用を図ります。

#### ④ 指定管理施設の見直しの着手

指定管理施設の実態把握及び将来見通しの検討で得られた、4つの方向性と市の基本的な姿勢、施設ごとの方針に基づき、見直しに着手します。

なお、見直しは、3～5カ年の同一指定期間内に、指定管理者と十分に協議しながら行うこととし、随時、進捗状況を把握しつつ進めます。

#### ⑤ 施設ごとの個別施設計画の確実な実施

指定管理施設を対象に行った実態把握や将来見通しの検討を、一般の公共施設に拡大し、更新(建替え)や長寿命化など、積極的に資源を投下し、将来にわたり維持・存続させるべきか、ある段階で役割を終結させ、廃止(除却)すべきか、施設ごとに方向性を定めた個別施設計画を確実に実施していきます。

(インフラ資産)

## ⑥ インフラ資産の着実な見直し

道路、橋りょう、上水道、下水道など、インフラ資産の種別ごとに策定されている長寿命化等の計画に基づき、着実な維持管理や効率化、規模の縮小などの見直しに取り組むこととしますが、計画ありきの取り組みとせず、随時、内容の見直しや、本計画との整合も図りつつ進めることとします。

また、インフラ資産の維持管理や効率化、縮小などの見直しにあたっては、複数・広域・多分野のインフラを「群」として捉え、総合的かつ多角的な角度から戦略的なインフラマネジメントを推進していくことや、民間活力の導入などの官民連携により推進していくことを検討します。

## 6 施設用途別の見直し方向

施設ごとの具体的な将来見直しに関し、現在、定められている各種計画等を踏まえ、想定される施設用途別の見直し・検討方向は以下のとおりです。

### (1) 公共建築物

集会施設			
施設数等	53 施設	延床面積	12,130 m <sup>2</sup> (5.0%)
主な施設	各行政区の集会所、自治協議会の事務所		
方向性	建築・更新の際の財源確保等の事情から市の施設に位置づけられているが、行政区が所有する公民館であり、実態に合わせ、地元区と協議のうえ、準備の整ったところから譲渡を進める。		

市民文化施設			
施設数等	5 施設	延床面積	14,594 m <sup>2</sup> (6.0%)
主な施設	各公民館（ホール施設を含む）、YBファブ、みふね会館等		
方向性	各施設が持っている機能や役割、利用対象者等についての分類・分析のうえ、全市的な施設、老朽度合いの高いものから集約・再配置を行う。		



博物館等			
施設数等	8 施設	延床面積	5,386 m <sup>2</sup> (2.2%)
主な施設	おおやアート村拠点施設、天文館バルーンようか、明延鉱山学習館等		
方向性	芸術・文化振興の拠点施設であり、地域の実情や各施設が持つ目的や役割を踏まえ、適切な予防保全に努めつつ、複合化・機能集約による総保有量の縮減を図る。		

スポーツ施設			
施設数等	11 施設	延床面積	25,796 m <sup>2</sup> (10.6%)
主な施設	都市公園施設、おおやB & G海洋センター、各コミュニティスポーツセンター等		
方向性	「養父市スポーツ推進計画（平成25年3月策定）」に基づき施設が持っている機能や役割、利用対象者等についての分類・分析、学校の体育施設のさらなる活用等を検討のうえ、全市的な施設、老朽度合いの高いものから集約・再配置を行う。		

レクリエーション施設・観光施設			
施設数等	35 施設	延床面積	19,019 m <sup>2</sup> (7.8%)
主な施設	氷ノ山国際スキー場、あけのべ自然学校、若杉高原おおやスキー場、奥米地ほたるの里等		
方向性	本市の産業活性化に資する施設であり、地域の実情や各施設が持つ目的や役割を踏まえ、将来の配置や規模を検討する。		

産業系施設			
施設数等	11 施設	延床面積	5,382 m <sup>2</sup> (2.2%)
主な施設	集出荷貯蔵施設「フルーツの里やぶ」、大屋野菜集出荷所等		
方向性	本市の産業活性化に資する施設であり、地域の実情や各施設が持つ目的や役割を踏まえ、将来の配置や規模を検討する。		

学校施設			
施設数等	13 施設	延床面積	66,620 m <sup>2</sup> (27.4%)
主な施設	義務教育学校 各小学校、各中学校		
方向性	「第3期養父市教育振興基本計画(令和2年2月策定)」に基づき、地域全体で子どもを守り育てる環境づくりを推進しつつ、一定の統廃合、耐震化が必要な学校は大規模改修済みであるため、校舎、体育館、プール、遊具などについて、適切な予防保全と長寿命化に努める。		

こども園・保育所等			
施設数等	13 施設	延床面積	8,078 m <sup>2</sup> (3.3%)
主な施設	各こども園、保育所等		
方向性	「第2期養父市子ども・子育て支援事業計画(令和2年3月策定)」に基づき、一定の統廃合が進められており、維持する施設の適切な予防保全と長寿命化、さらなる適正化に向けた検討を行う。		

保健・福祉施設 (高齢福祉、児童福祉、保健施設)			
施設数等	11 施設	延床面積	7,399 m <sup>2</sup> (3.1%)
主な施設	八鹿老人福祉センター、エスポワールこじか、やぶ保健センター等		
方向性	「第4次養父市地域福祉計画(令和2年3月策定)」を始めとする各福祉計画に基づき、地域住民が支え合い適切な予防保全に努めつつ、複合化・機能集約による総保有量の縮減を図る。		

庁舎等			
施設数等	5 施設	延床面積	12,227 m <sup>2</sup> (5.1%)
主な施設	市役所本庁舎、各地域局舎、情報センター		
方向性	「養父市都市計画マスタープラン(令和5年3月策定)」に基づき、適切な予防保全に努めつつ、地域局との役割分担の見直し、本庁舎への機能集約による総保有量の縮減を図る。		

消防・防災施設			
施設数等	75 施設	延床面積	3,050 m <sup>2</sup> (1.3%)
主な施設	大屋川防災ステーション、各消防団詰所・車庫等		
方向性	「養父市地域防災計画（令和4年2月改訂）」に基づき、災害によいまちをつくるため、防災拠点施設や消防団拠点施設の適切な予防保全と長寿命化に努める。		

市営住宅			
施設数等	29 施設	延床面積	27,531 m <sup>2</sup> (11.3%)
主な施設	各市営住宅		
方向性	「養父市住宅マスタープラン（令和5年3月策定）」に基づき、老朽化した市営住宅の用途廃止や譲渡処分を進めるとともに、子育て層やU・I・Jターン者層向けなど新たな居住者層に対応した改修に取り組む。		

診療所施設			
施設数等	5 施設	延床面積	1,405 m <sup>2</sup> (0.6%)
主な施設	各診療所、歯科診療所		
方向性	「養父市保健医療計画・健康やぶ21（令和3年3月改訂）」に基づき、市民一人ひとりが、住み慣れた地域で、生涯にわたって健康で生き生きとした生活ができるまちを進めるとともに、総保有量の縮減の視点から診療所の適正配置を実施。		

その他（普通財産・貸付け施設ほか）			
施設数等	42 施設	延床面積	34,153 m <sup>2</sup> (14.1%)
主な施設	各企業誘致廃校等		
方向性	施設ごとに過去の経過や老朽度合いを整理し、使用終期の設定、売却、譲渡を進め、総保有量の縮減を図る。		

(2) インフラ資産

市道・橋りょう	
施設数等	市道延長 510.8 km、橋数 638 橋
方向性	「養父市道路橋梁長寿命化修繕計画（平成 31 年 3 月策定）」に基づき、適切な予防保全と長寿命化に取り組む。

農道・林道	
施設数等	農道延長 69.7 km、林道延長 70.8 km
方向性	適切な予防保全と長寿命化に取り組む。

水道施設	
施設数等	導水管延長 14.7 km、送水管延長 51.8 km 配水管延長 328.8 km、149 施設
方向性	市民に最も身近で重要なライフラインであり、平成 28 年度に策定した「養父市水道ビジョン」の計画に基づき、災害時の給水にも対応できるように、適切な予防保全と長寿命化を徹底する。

下水道施設	
施設数等	管路延長 321.1 km、41 施設
方向性	下水道事業は、建設・整備の段階を経て維持管理・改築更新の段階へと移行しつつある。 浄化センターごとに作成中の長寿命化計画を完成させるとともに、計画に基づき、適切な予防保全と長寿命化に取り組む。